

特例有限会社（会社法の施行前に設立された確認有限会社が施行後解散の事由を廃止する場合）

※ 設立の日から5年を経過する前に、解散の事由の定款の定めを廃止しないで、当該定款の定めに従い解散した特例有限会社については、本店の所在地において、解散の登記をしなければならず（会社法第926条）、本件解散の事由の廃止の登記をすることはできません。この場合、当該特例有限会社を継続するためには、解散の登記後、継続の登記等を行わなければなりません（申請書様式1-26参照）。

受付番号票貼付欄

特例有限会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事有限会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 解散の事由の廃止

1. 登記すべき事項 平成○年○月○日解散の事由の廃止

廃止年月日は、定款変更日決議の日を記載します。

1. 登録免許税 金30,000円

1件につき3万円です。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類
取締役の決定書

1通

取締役が1人の場合は添付不要です。

委任状

1通

代理人に登記申請を委任した場合のみ、必要となります。

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇商事株式会社 ※2

※1～※4にはそれぞれ、
※1→本店、※2→商号、
※3→代表取締役の住所、
※4→代理人の住所、
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
取締役 〇〇〇〇

法務局に提出した印鑑を
押します。

〔 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4
 上記代理人 〇〇〇〇 印 〕

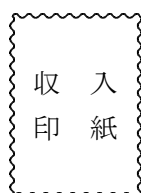
代理人が申請する場合にの
み記載し、代理人の印鑑（認
印）を押します。この場合、
取締役の押印は、必要あり
ません。

契
印

連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

取締役による決定書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

決定書

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分当会社の本店において、取締役全員の一致をもって、

次の事項につき可決確定した。

- 1 定款第〇条「解散の事由」を廃止すること。

上記の決議を明確にするため、この決定書を作成し、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社

取締役 〇〇〇〇 ⑩

同 〇〇〇〇 ⑩

同 〇〇〇〇 ⑩

(注) 定款の定めは、本来、株主総会の特別決議によって改めることができますが、確認会社の定款中、設立の日から一定期限内に会社法施行前の最低資本金に増資しない場合には解散するとの定めは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第448条の規定により、取締役会の決議等で改めるとされました。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

- 1 当会社の解散の事由の廃止の登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

※原本還付を請求する場合に記載します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事有限会社

取締役 ○○○○ ⑩ (注)

※取締役が登記所に提出している印鑑を押します。